資料

1 アンケート調査結果

(1)調査の対象者と回収結果

本計画の策定資料として、安城市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

●調 査 地 域:安城市全域

●調査対象者:安城市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者(就学前児童調査)

安城市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者(小学生児童調査)

●抽 出 方 法:住民基本台帳より、就学前児童(0~5歳)2,000人、小学生(6~11

歳) 2,000人の合計4,000人を無作為抽出

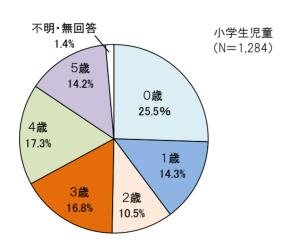
●調 査 期 間:平成25年11月1日(金)~平成25年11月22日(金)

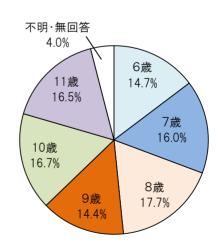
●調 査 方 法:郵送配布・郵送回収による郵送調査法

	調査対象者数(人)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童	2,000	1,207	60.4
小学生児童	2,000	1,284	64.2
合 計	4,000	2,491	62.3

子どもの年齢〈数量回答〉〔就学前児童調査…問2、小学生児童調査…問3〕







(2)量の見込みの算出方法

子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、アンケートの調査結果を活用し、認定区分、家庭類型(父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの)や年齢区分別に、「量の見込み」を算出しました。

「量の見込み」の算出については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

しかし、国の算出方法では、「量の見込み」が実績値よりも大きくなる傾向があります。 そのため、アンケートの調査結果をさらに詳しく分析し、本市としての「量の見込み」を 算出し、それを踏まえて「確保量」を検討しました。

【アンケート調査から量の見込みまでの流れ】

アンケート調査の実施

国の調査票を参考に作成し、「安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施

調査結果から「家庭類型」を算出

「利用意向率」を算出

家庭類型別、項目別に利用意向率を算出

「人口推計」の算出

該当年度の児童数を推計

「ニーズ量」の算出

「人口推計」と「利用意向率」を掛けあわせ、将来の教育・保育サービスの必要量を算出

「量の見込み」を設定

国の補正係数による再計算値や実績からの予測値を踏まえ、「量の見込み」を設定

(3)量の見込みの算出項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

【量の見込みを算出する項目】

	対象事業	認定区分	調査対象児童年齢
1	教育標準時間認定(幼稚園及び認定こども園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	<i>⇒1号</i>	3~5 歳
2	保育認定①(幼稚園) <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	<i>⇒2号</i>	3~5 歳
۷	保育認定②(保育園及び認定こども園)	<i>⇒2号</i>	3~5 歳
3	保育認定③(保育園及び認定こども園+地域型保育)	<i>⇒3 号</i>	0 歳、1~2 歳
4	時間外保育事業		0~5 歳
5	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)		1~3 年生、4~6 年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)		0~5 歳
7	地域子育て支援拠点事業		0~2 歳
8	一時預かり事業 ・1号認定(幼稚園での預かり保育) ・2号認定(幼稚園での預かり保育) ・その他(保育園での一時保育)	3~5 歳 3~5 歳 0~5 歳	
9	病児·病後児保育事業	0~5 歳	
10	ファミリー・サポート・センター事業	1 年生~6 年生	
11	利用者支援事業		0~5 歳

【認定区分について】

L #10.7 C I = 23 . =						
	1号	2 号	3 号			
対象年齢	満 3 歳 小学校就学	<u>以上</u> の ≌前の子ども	満 3 歳 <u>未満</u> の 小学校就学前の子ども			
対象条件	2 号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由に 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの				
対象施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園				
N	別作圏・		地域型保育事業			

(4) 家庭類型の種類

アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況等から「家庭 類型」を求めます。家庭類型の種類は、下表の8種類となっています。

【家庭類型の種類】

					母 親		
					パートタイム		
			フルタイム	120 時間 以上	120 時間未満 ~ 下限時間以上	下限時間	就労していない
	フ	ルタイム	タイプ B	タイプ C	タイプ C か タイプ C'	タイプ C'	
		120 時間 以上	タイプ C	タイプ E			
	/S	120 時間					タイプ D
父	ļ -	未満~	タイプ C か		タイプ E か		7170
親	ートタイム	下限時間	タイプ C'		タイプ E'		
	ム	以上					
		下限時間 未満	タイプ C'			タイプ E '	
	就労していないタイプ [プD		タイプ F		

(5)ニーズ量の算出方法

算出した潜在家庭類型割合に人口推計を掛け合わせることで【家庭類型別児童数】を算出し、それに利用意向率や利用意向日数等を掛け合わせた結果がニーズ量となります。

【ニーズ量の算出方法】

	<教育・保育の量の見込み>							
①1号認定 (認定こども園]及び幼稚園)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)		
②2号認定 (幼稚園希望)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)		
③2号認定 (認定こども園	及び保育所)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)		
④3号認定 (認定こども園 十地域型)]·保育所	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)		
		<地域子ども・	子育て	支援事業の量の	7見込	み>		
①時間外保育	育事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)		
②放課後児童健全育成事業		家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)		
③子育て短期支援(ショート ステイ)事業		家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向日数 (人)	=	ニーズ量 (人日)
④地域子育て支援拠点事業		家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	平均利用意向 回数(回)	=	ニーズ量 (人回)
	1号認定	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向 日数(日)	=	ニーズ量 (人日)
⑤一時預か り事業	2号認定	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	就労日数(日)	=	ニーズ量(人日)
	その他	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	就労日数(日)	=	ニーズ量 (人日)
⑥病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポートセンター 事業(病児・病後児)		家庭類型別 児童数	×	発生頻度	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量 (人日)
⑦ファミリー・サポート・ センター事業(就学児)		家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向 日数(日)	=	ニーズ量 (人日)

2 安城市子ども・子育て会議

(1)安城市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 12 月 24 日安城市条例第 41 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基づき、安城市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 本市に安城市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第3条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下同じ。)に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。 (組織)
- 第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関する知識及び経験を有する者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (会長及び副会長)
- 第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議 の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

- 第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは 意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。 (部会)
- **第9条** 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。 (庶務)
- 第10条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。 (委任)
- **第11条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

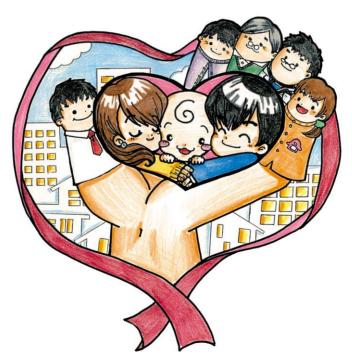
附則

この条例は、公布の日から施行する。

(2)計画策定の経過

実施年月日	会議名	内容
平成 25 年		
9月11日	第1回策定作業部会	·計画の概要説明
9月25日	第1回策定幹事会	・計画策定スケジュール・アンケート調査票の内容検討
10月 7日	第1回子ども・子育て会議	, - , - <u>, , , , , , , , , , , , , , , ,</u>
11月 1日 ~22日	アンケート調査	・アンケート調査 4,000 件 (就学前・小学校児童各 2,000 件)
平成 26 年		
2月 4日	第2回策定作業部会	
2月 7日	第2回策定幹事会	・アンケート調査結果(速報) ・安城市の現状
2月21日	第2回子ども・子育て会議	
6月24日	第3回策定作業部会	·計画骨子(案)の検討
7月 1日	第3回策定幹事会	・区域の検討 ・量の見込みと目標事業量の検討
7月14日	第3回子ども・子育て会議	里U/元及07C口信事未里U/(Kn)
9月 9日	第 4 回策定作業部会	·次世代育成支援行動計画(後期計画)
9月17日	第 4 回策定幹事会	からの継承事業の検討 ・重点項目の検討
9月29日	第 4 回子ども・子育て会議	・具体的施策の検討

実施年月日	会議名	内容
平成 26 年		
10月24日	第5回策定作業部会	
10月31日	第 5 回策定幹事会	・次世代育成支援行動計画からの継承事業と重点項目の確認・計画書(案)の検討
11月13日	第5回子ども・子育て会議	
12月15日 平成27年 ~1月13日	パブリックコメント	
13177101		
1月28日	第6回策定作業部会	・パブリックコメントの結果の確認
2月 5日	第6回策定幹事会	・計画の概要版(案)の検討
2月19日	第6回子ども・子育て会議	・市長への答申



このイラストは、本市の保育士が作成しました。

(3)安城市子ども・子育て会議委員名簿

2段書きの下段は役職交代による前任者

役 職	氏 名	が 属 ・ 職 名
	* *	
会長	神谷和也	安城市社会福祉協議会会長
副会長	神 谷 明 文	 安城市民生委員児童委員協議会会長
	神 谷 美智子	
委 員	永 谷 朝 子	 安城市母子福祉会代表
	鳥 居 恵美子	SWII P I HELD I VE
委 員	榊 原 守	安城市主任児童委員部会長
委 員	二石祐子	 安城市保育所父母の会連絡協議会代表
女 貝	山口 雅代	女城川休月別又母の云建裕励誐云代衣
4 0	島 村 誠	
委 員	吉田隆司	安城市立幼稚園PTA連絡協議会代表
<i>z</i>	大 見 春 江	
委 員	布 目 献 児	安城市民間保育所協議会代表
	寺 部 曉	
委 員	田 中 實	愛知県私立幼稚園連盟安城支部代表
委 員	野々村 尚道	愛知県刈谷児童相談センターセンター長
	鵜 飼 佳代子	
委 員	榊 原 るり子	愛知県衣浦東部保健所健康支援課長
	水野淑子	
委 員	安藤寿英	安城市小中学校校長会会長
	杉浦正之	
委 員	 	安城市町内会長連絡協議会副会長
委 員	青木 孝夫	安城市医師会副会長
委 員	須 賀 康 子	事業所代表
	鈴 木 靖 子	安城商工会議所総務課長補佐
委 員	福 田 俊 明	安城商工会議所専務理事
委 員	杉浦栄治	労働組合代表
	正田政房	
委 員	 田 口 美 穂	安城市子ども会育成連絡協議会代表
 委 員	小 松 千鶴子	安城市ボランティア連絡協議会
委員	市川彩	市民公募
委員	木 下 直 美	市民公募
助言者	勅 使 千 鶴	日本福祉大学名誉教授
-22 -1	-172 IZ Party	

安城市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成 27年3月

編 集 安城市

発 行 安城市 子育て健康部 子育て支援課

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2227 (ダイヤルイン)

FAX 0566-74-6789